

### 金利引下げ制度の対象区域に関するチェックシート

申請者(氏名又は名称)

(申請者以外が手続する場合に限り記入) 代理者(氏名又は名称)

物件所在地(地名地番)

上記物件所在地の住宅について、次のとおり確認しました。この申出書及び添付書類に記載された事項は、事実と相違ありません。  
なお、この申出に虚偽があった場合は、交付された竣工現場検査に関する通知書・適合証明書等を取り消されても何ら異議ありません。

建設又は購入予定の住宅について下記の誓約事項及びフローチャートの【Step1】から【Step3】までに掲げる区域への該当有無を確認してください。

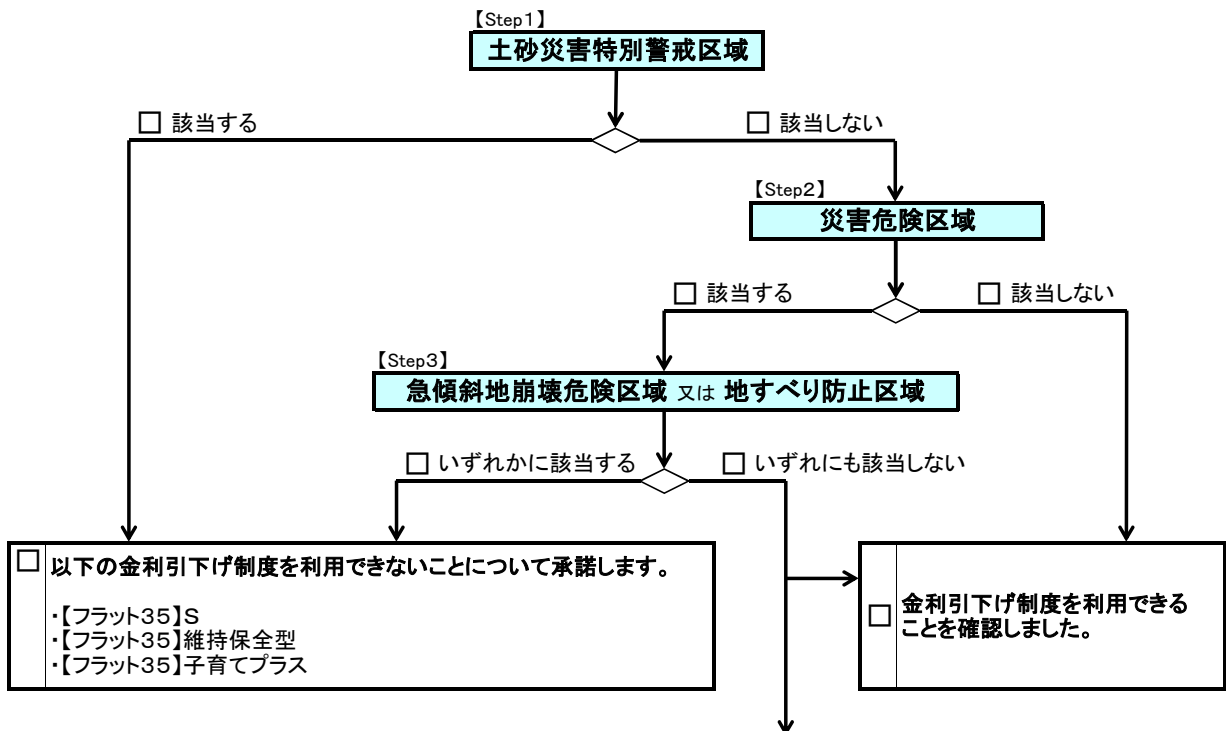
#### (誓約事項)

都市再生特別措置法第88条第5項に規定する公表の措置\*を受けていない又は対象外です。公表の措置を受けた場合は必ず検査機関に申し出ます。  
⇒ 公表の措置を受けていることが判明した場合は、【フラット35】S、【フラット35】維持保全型及び【フラット35】子育てプラスを利用できません。

#### (ご注意事項)

- 建設・購入予定の住宅が一部でも【Step1】から【Step3】までの区域に含まれる場合は、「該当する」にチェックしてください。
- 【Step1】から【Step3】までに掲げるいずれかの区域に該当する場合で、着工前までに区域の指定が解除された際は金利引下げ制度を利用できますので、検査機関に申し出てください。

#### 区域の確認フローチャート



急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域に該当しないことを確認した方法にチェックをしてください。  
(いずれかにチェック)

各都道府県、市区町村が公表しているハザードマップ等で確認  
⇒本チェックシートと併せて、ハザードマップ等の写しを検査機関に提出してください。

区域が確認できる機関等(例: 土木事務所)に確認  
⇒確認日、確認先、確認者を記入してください。

・確認日: 令和  年  月  日  
・確認先: \_\_\_\_\_  
・確認者: \_\_\_\_\_

\* 都市再生特別措置法第88条第1項の規定による届出(建築行為に限ります。)をした者が、同条第3項に基づき、住宅等の立地を適正なものとするために行われる市町村長の勧告を受け、これに従わなかった場合に、同条第5項に規定する公表の措置を受けるものです。